

社会的信頼

社団法人埼玉県放射線技師会
副会長 橋本里見



埼玉県放射線技師会（以下本会という）では2年ほど前から公益社団法人格取得に向け定款、諸規程の改正と会計基準適合を行ってきました。本会では一貫して公益社団法人を目指してきましたが、他の都道府県放射線技師会の動向を見ますと一般社団法人で申請予定の技師会もでてきています。一般社団法人と公益社団法人の違いはどこにあるのでしょうか。

一般社団法人の特徴は、社員が2人以上いれば設立できます。また、従来の「社団法人」と異なり、事業内容に公益性がなくても設立可能です。登記のみで認可され監督官庁はなし、法人の目的は自由で事業の制限はありません。情報公開も会員のみで理事会の設置義務もなく監事の設置も任意とされていますが、税制優遇措置に関しては会費以外の収入に株式会社並の税金が課せられます。

一方、公益社団法人の最大の特徴は、税制優遇を受け税金は0となり、公益性のある団体として高い社会的信頼が得られるという事です。設立には有識者による公益認定等委員会の認定が必要であり監督官庁は埼玉県となります。非常に厳しい認定基準を通年にわたり全てクリアーして行く事になります。情報公開は一般市民に行う義務があり、大規模法人では会計監査人の設置も必須となります。

現在、本会は県の監査が2年毎にあり、情報公開もホームページ上で行っていますので、一般社団法人を選択する場合は、納税義務は課せられますが会の執行は現行よりも簡素化され自由度が上

がると思われます。

しかし、現執行部があくまでも公益を目指しているのは、公益性の意味である「不特定かつ多数の人の利益を増やす目的とする事であり、個人や、特定のグループの利益を目的としない事」にあります。これは、我々の職能団体は患者に利益を与える組織であり市民、県民が対象となります。であれば人命に直接関わる組織としてやはり社会的信頼度は高く維持されなくてはならないと感じているからです。

平成22年度事業計画をみていただきますと、中長期的な目標として会員の技術標準化、向上を目指し研修活動を例年行っています。大きなセミナー等は会場の都合もあり県南で行う事が多いですが、地区を順番に回ってのセミナー開催や出張講義などの活動を活発にして行く予定です。これは、県内の技師全てが一定基準以上の技術を得るような事業を将来にわたり企画する必要があると思うからです。技術者は社会的な要求に応じてこそ存在価値が高まります。

本会現執行部の方向性は正しいか否かについては様々な意見があると思います。かつてレントゲン技師と呼ばれてきたのが、放射線技師として社会からも認知されてきました。そして、将来を担う若い会員にはその立場を、価値をさらに高めて行っていただきたいと思っています。

平成21年度決算総会が平成22年5月に開催されますが、ここで会員の皆様に審議していただく事になります。委任状提出の場合でも、公益法人格取得のための定款改正には四分之三の承認が必要になり、皆様には例年以上の協力をお願いする事になります。委任状ではなく、是非総会に足を運んでいただいて情熱を感じて下さい。